

令和6年12月27日

## 横浜市潮田地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問及び回答

横浜市潮田地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

<b>【資料名】</b> 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き <b>【ページ】</b> 2ページ 2(3)雇用形態の区分	
質問1	「施設特性に応じて、雇用形態をさらに複数の職種（概ね5つ程度までに区分し提案を求めることも可能」とありますが、行は追加ができない設定になっているので、複数の職種に区分した提案が認められるのは「臨時雇用職員等」のみでしょうか。
回答1	正規雇用職員についても、現行の様式において既に4つの職種（所長、地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター）を分けて記載できるようにしています。施設全体で概ね5つ程度という基準どおりであり、細分化しすぎると応募団体・本市双方の事務が煩雑になることから現行のとおりとさせていただきます。

<b>【資料名】</b> 応募書類作成及び提出方法 <b>【ページ】</b> 7ページ 1(2)エ管理費（光熱水費）	
質問2	「1年間の全体の使用料金から、通所系サービス事業に要する経費（年間想定通所系サービス利用延べ人数×531円）を除く経費について記載」とありますが、光熱水費においても、物価高騰の影響を踏まえた単価見直しが必要と考えるべきと考えます。第4期から変更がない理由をご教示ください。
回答2	施設ごとの過去の光熱水費実績額も踏まえ、各事業の上限額を算出しています。この数年間物価高騰により光熱水費が高額になっていたかと思いますが、これを考慮した上限額の積算となっています。

<b>【資料名】</b> 応募書類作成及び提出方法 <b>【ページ】</b> 7ページ 1(2)オ管理費（保守管理、環境維持管理費）	
質問3	昇降機の保守について「当該フルメンテナンス契約を当該指定管理者の意思によって変更した場合は、部品交換等の修繕が発生しても、市費で負担しない場合があります」とありますが、市費で負担しない場合の具体的事例をご教示ください。 また「当該指定管理者の意思によって変更した場合」とは、フルメンテナンス契約からそうでない契約に変更したことを指すのでしょうか。

回答 3	<p>フルメンテナンス契約は、POG 契約で対応される消耗品の交換や補充以外にも、劣化した部品の取り換えや修繕等も無償対応となります。そのため、契約を切り替えた場合は、例えばドアモーター等装備品の不調に伴う部品交換修繕や、経年劣化及び突発的な故障によって生じる修繕等は、市費での対応となりません。機器の更新等、長寿命化対象工事の対象となる修繕の場合は市費負担となります。</p> <p>また、「当該指定管理者の意思によって変更した場合」とは、記載いただいたとおり、フルメンテナンス契約以外の契約に変更したことを指します。</p>
------	--

<b>【資料名】 指定管理者公募要項</b> <b>【ページ】 26 ページ (4)応募手続きについて ア申請書類</b>	
質問 4	<p>(ク)及び(ケ)は電子データ及び紙媒体で提出とありますが、(ケ)納税証明書は電子納税証明書（電子ファイル）の提出で差し支えないでしょうか。それとも書面の納税証明書でなければならないでしょうか。</p>
回答 4	<p>(ク)履歴事項全部証明書だけでなく(ケ)納税証明書その3の3についても、電子データに加え、電子データを印刷したものも提出ください。</p>

<b>【資料名】 指定管理料提案書</b> <b>【ページ】 様式イー①</b>	
質問 5	<p>①事業費、事務費の算出根拠の欄は具体的記載が必要でしょうか。</p>
回答 5	<p>指定管理料提案書の様式イー①の「積算根拠」については、可能な限り具体的に記載ください。</p>

担当：鶴見区福祉保健課事業企画担当

高菱、大竹、島田

電話 510-1826

ファクス 510-1792

メール tr-jkikakujimu@city.yokohama.lg.jp